

### 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2建設材料試験手数料の項中「4,000円」を「4,390円」に、「3,270円」を「3,560円」に、「2,540円」を「2,670円」に、「2,380円」を「2,610円」に、「4,070円」を「4,360円」に、「2,930円」を「3,120円」に、「8,490円」を「9,310円」に、「3,310円」を「3,540円」に、「4,730円」を「5,160円」に、「4,700円」を「5,140円」に、「3,900円」を「4,240円」に、「4,630円」を「4,980円」に、「6,830円」を「7,440円」

に、

5,860円
3,500円
5,860円

を

6,430円
3,740円
6,370円

に、「3,580円」を「3,930円」に、「5,010円」

を「5,420円」に、「4,710円」を「5,180円」に、

1,920円
2,520円

を

2,100円
2,760円

に、

「2,450円」を「2,570円」に、「3,170円」を「3,350円」に、「2,120円」を「2,230円」に、「3,870円」を「4,230円」に、「720円」を「770円」に、「5,240円」を「5,750円」に、「6,440円」を「6,970円」に、「11,470円」を「12,490円」に、「2,040円」を「2,240円」に、「1,970円」を「2,140円」に、「7,960円」を「8,810円」に、「3,980円」を「4,350円」に、「1,870円」を「1,950円」に、「3,480円」を「3,820円」に、

3,810円
4,640円
3,810円

を

4,110円
4,980円
4,160円

に、「1,210円」を「1,230円」に、「3,150円」を「3,

360円」に、「5,570円」を「6,110円」に、「3,600円」を「3,830円」に、「14,420円」を「15,740円」に、「5,660円」を「6,090円」に、「4,140円」を「4,500円」に、「12,630円」を「13,760円」に、「51,690円」を「52,620円」に、「29,310円」を「30,430円」

に、「4,050円」を「4,310円」に、「2,590円」を「2,720円」に、

「

5,880円
5,860円

」を「

6,440円
6,370円

」に、「15,550円」を「17,040円」に、「58,920円」を

「65,100円」に、「

2,060円
2,060円
1,920円

」を「

2,140円
2,140円
2,000円

」に、「3,080円」を「3,320円」に、

「3,230円」を「3,490円」に、「3,950円」を「4,260円」に、「15,810円」を「17,280円」に、「28,390円」を「31,140円」に、「2,960円」を「3,160円」に、「4,840円」を「5,300円」に、「360円」を「380円」に改める。

別表第3温泉成分分析機関登録申請手数料の項中「35,000円」を「50,000円」に改め、同表肥料登録手数料の項中「18,000円」を「19,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同表肥料登録更新手数料の項中「3,600円」を「4,000円」に、「7,100円」を「8,000円」に改め、同表小型漁船総トン数測度手数料の項中「11,400円」を「15,000円」に、「6,600円」を「9,900円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料の項の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通
----------------------	--	---

省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)の算定対象としな  
い建築物の部分の床面積を除く。以下この項から建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項までにおいて同じ。)の合計ごとに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの

(イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円

(ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートル

以上25,000平方メートル未満の場合 71,000円

(㉞) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの

(㉟) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円

(㊱) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円

(㊲) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円

(㊳) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 291,000円

(㊴) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 349,000円

(㊵) 床面積の合計が25,000平方メートル

		以上の場合 410,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が1</p>

0,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満の場合 35  
9,500円

(カ) 床面積の合計が2  
5,000平方メートル  
以上の場合 410,00  
0円

イ 建築物エネルギー消  
費性能基準等を定める  
省令第1条第1項第1  
号ロに定める基準に適  
合するものとして提出  
又は通知された変更後  
の建築物エネルギー消  
費性能確保計画に係る  
もの

(ク) 床面積の合計が30  
0平方メートル未満  
の場合 41,500円

(キ) 床面積の合計が30  
0平方メートル以上  
2,000平方メートル  
未満の場合 69,500  
円

(ケ) 床面積の合計が2,  
000平方メートル以  
上5,000平方メー  
トル未満の場合 111,  
500円

(コ) 床面積の合計が5,  
000平方メートル以  
上10,000平方メー  
トル未満の場合 145,  
500円

(カ) 床面積の合計が1  
0,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満の場合 17  
4,500円

		(カ) 床面積の合計が2 5,000平方メートル 以上の場合 205,00 0円
建築物エネルギー 消費性能確保計画 の軽微な変更の該 当証明書交付手数 料	建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律施行規則（平成28年 国土交通省令第5号）第11条の規定 に基づく建築物エネルギー消費性能 確保計画の軽微な変更に該当するこ とを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性 能基準に適合することが 明らかなる変更等に該当する ことを証する書面の交付 を求められた変更後の建 築物エネルギー消費性能 確保計画に係る建築物の 区分に応じ、それぞれ次 に掲げる床面積の合計ご とに定める額 ア 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1 号イに定める基準に適 合することが明らかなる 変更後の建築物エネル ギー消費性能確保計画 に係るもの (イ) 床面積の合計が30 0平方メートル未満 の場合 107,500円 (ロ) 床面積の合計が30 0平方メートル以上 2,000平方メートル 未満の場合 173,50 0円 (ハ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以 上5,000平方メー トル未満の場合 247, 000円 (ニ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満の場合 304,

000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの

(ク) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円

(ケ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円

(コ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円

(カ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円

(キ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 17



		4,500円
		(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」に、「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「80,000円」を「83,000円」に、「131,000円」を「139,000円」に、「201,000円」を「223,000円」に、「255,000円」を「291,000円」に、「304,000円」を「349,000円」に、「353,000円」を「410,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「7,000円」を「11,000円」に、「19,000円」を「27,000円」に、「54,000円」を「77,000円」に、「85,000円」を「121,000円」に、「107,000円」を「152,000円」に、「134,000円」を「190,000円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「40,000円」を「41,500円」に、「65,500円」を「69,500円」に、「100,500円」を「111,500円」に、「127,500円」を「145,500円」に、「152,000円」を「174,500円」に、「176,500円」を「205,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「3,500円」を「5,500円」に、「9,500円」を「13,500円」

に、「27,000円」を「38,500円」に、「42,500円」を「60,500円」に、「53,500円」を「76,000円」に、「67,000円」を「95,000円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「80,000円」を「83,000円」に、「131,000円」を「139,000円」に、「201,000円」を「223,000円」に、「255,000円」を「291,000円」に、「304,000円」を「349,000円」に、「353,000円」を「410,000円」に、「第1条第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に、「16,000円」を「18,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「29,000円」を「33,000円」に、「49,000円」を「55,000円」に、「85,000円」を「98,000円」に、「125,000円」を「148,000円」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「7,000円」を「11,000円」に、「19,000円」を「27,000円」に、「54,000円」を「77,000円」に、「85,000円」を「121,000円」に、「107,000円」を「152,000円」に、「134,000円」を「190,000円」に、「第1条第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に、「4,000円」を「6,000円」に、「15,000円」を「21,000円」に、「31,000円」を「44,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成29年2月15日提出

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等に係る徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。